

2020年11月5日

談話

学術会議任命拒否問題に抗議し、推薦者全員の任命を求めます

〒320-0017 栃木県宇都宮市戸祭台 29-17
栃木県保険医協会
会長 長尾 月夫
TEL028-622-0083 FAX028-627-0648

菅首相は日本学術会議の推薦した新会員105人の推薦に対し6人を理由も明らかにしないまま任命拒否しました。これに対して、当の学術会議はもとより日本医学会連合を含む多くの学会、研究会から批判の声が挙がっています。

そもそも日本学術会議は、第二次世界大戦に科学が協力したことの反省の上に「独立して職務を行なう」（日本学術会議法第3条）と規定しています。だからこそ1983年に投票による公選制から任命制に変更された際も「政府が行うのは形式的任命にすぎない」（当時の中曽根首相の国会答弁）とされてきました。

今回の任命拒否は日本学術会議の独立性を侵害し、学問の自由を侵す憲法違反の暴挙と言わざるを得ません。「令和の滝川事件」とも評されています。戦前の学者弾圧や思想統制が日本を暗い戦争の時代に導いた歴史を忘れてはなりません。任命を拒否された6人は、安倍政権が強行した安保法制や共謀罪などに反対の意見を表明してきた学者ばかりであることから、その政治的意図がうかがわれます。

学術会議は「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行なわない」とする声明を何度か行ってきました。菅首相は日本学術会議の経費に国費が使われていることを人事介入の根拠にしていますが、国費は国民が拠出した税金であって内閣が自由にできるものではありません。

国民は政府機関とは独立し、政府の政策のチェック機能としての学者・研究者の役割に期待し、学問の自由が尊重される社会を望んでいます。

私たちは、科学的知見に基づいて医療を行う医師・歯科医師の立場から、今回の日本学術会議への人事介入問題に強く抗議し、推薦された全員をただちに任命することを求めます。

以上